

# 新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援制度ガイドブック

【事業者向け】

— 埼玉県 日高市 —

## ①給付金・支援金・補助金等に関すること

	以下の制度の受付は終了しています。
制度の名称 【募集は終了 しています】	<p>【国（経済産業省）】事業復活支援金          【国（経済産業省）】家賃支援給付金          【国（経済産業省）】持続化給付金          【国（経済産業省）】一時支援金          【国（厚生労働省）】雇用調整助成金(特例措置)          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県感染防止対策協力金：第17期          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県感染防止対策協力金：第18期          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県飲食店等換気対策補助金          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県酒類販売事業者等協力支援金          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金          【埼玉県（産業労働部）】埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)          【日高市】小規模事業者等支援給付金（第2期）          【日高市】観光事業者臨時支援金          【日高市】感染症対策実施中ステッカー・飲食店プラス認証店のぼりの配布          【日高市】二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）濃度測定器の配布</p>
対象	県内全域で飲食店を運営する事業者、中小法人・個人事業者
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

制度の名称	【 日高市 】 トラック運送事業者臨時支援金
概要	<p>原油価格等のエネルギー価格の高騰の影響を受けている貨物運送事業者に対し支援金を交付します。</p> <p>交付対象者の要件は以下となります。（全て満たすことが条件になります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、または貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること</li> <li>・事業所（複数ある場合は主たる事業所）の所在地が日高市内であること</li> <li>・自動車検査証に記載されている             <ol style="list-style-type: none"> <li>①「使用の本拠の位置」が日高市内であること</li> <li>②「交付年月日」が令和4年10月1日以前であること</li> <li>③「有効期間の満了する日」が令和4年10月1日以降であること</li> </ol> </li> <li>・令和4年10月1日以前に事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること</li> </ul> <p>申請期間：令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）（消印有効）          申請方法：郵送・窓口          申請先：〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地          日高市役所 市民生活部 産業振興課</p>

	<p>申請書類：①申請書（様式第1号）  ②請求書（様式第3号）  ※市ホームページからダウンロードまたは産業振興課へ郵送希望をご連絡ください。</p> <p>③市内に事業所があることが確認できるもの  （履歴事項全部証明書、開業届の写し等）</p> <p>④一般貨物自動車運送事業または  特定貨物自動車運送事業に係る許可証の写し  貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し</p> <p>⑤自動車検査証の写し</p> <p>⑥法人名義または個人事業主名義の振込口座が分かるものの写し</p> <p>交 付 額：事業用貨物自動車 1台につき1回限り1万円  事業用貨物軽自動車 1台につき1回限り5千円  ※台数の上限はありません</p>
対象	貨物運送事業者
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

制度の名称	<b>【 日高市 】 中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金</b>
概要	<p>新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格の高騰の影響を受けた中小企業者、個人事業主等に対し支援金を交付します。</p> <p>市内に本社、主たる事務所または事業所を有する中小企業者または個人事業主であること  ※宗教学法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、各種協同組合等は対象外  令和4年10月1日以前に事業を開始し、今後も継続する意思があること</p> <p>※支援金交付の対象外の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる収入が農業収入の方で、農業収入が100万未満の方は支援金の対象になりません。</li> <li>・その他、交付条件の詳細については、市ホームページ及び申請書類をご確認ください。</li> </ul> <p>申請期間：令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）（消印有効）  申請方法：郵送・窓口  申 請 先：〒350-1206 日高市大字南平沢 1083 番地  日高市商工会</p> <p>申請書類：①申請書（様式第1号）  ②請求書（様式第3号）  ※市ホームページからダウンロードまたは日高市商工会へ郵送希望をご連絡ください。</p> <p>③市内に事業所があることが確認できるもの</p>

	(履歴事項全部証明書、開業届の写し等) ④法人の場合：令和3年度分法人税確定申告書別表1の写し 個人の場合：令和3年分確定申告書（または住民税申告書）の写し及び 青色申告決算書・収支内訳書の写し ⑤法人名義または個人事業主名義の振込口座が分かるものの写し
対象	中小企業者、個人事業主
お問い合わせ	日高市商工会 電話番号：042-985-2311

制度の名称	【 国（厚生労働省） 】 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）
概要	小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成金が支給されます。 助成額は有給取得時期により、日額上限額が設定されています。 詳しくは、支援金コールセンターにご確認ください。
対象	事業者
お問い合わせ	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話番号：0120-876-187 9：00～21:00(土日・祝日含む)

制度の名称	【 国（厚生労働省） 】 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事する方向け）
概要	小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。
対象	委託を受けて個人で仕事をする方
お問い合わせ	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話番号：0120-876-187 9：00～21:00(土日・祝日含む)

## ②貸付・融資に関すること

制度の名称	セーフティネット保証制度
概要	セーフティネット保証4号認定・セーフティネット保証5号認定・危機関連保証認定を受けることで、民間金融機関で低金利の融資を受けることができます。 なお、融資等の制度を利用するための認定書を市産業振興課にて発行します。 セーフティネット4号指定期間：令和4年12月31日まで セーフティネット5号対象指定業種：令和4年12月31日まで 危機関連保証制度：（現在の認定案件はございません。）
対象	中小企業者
お問い合わせ	制度については中小企業庁のホームページをご覧ください

	<p>中小企業庁 中小企業金融相談窓口          電話番号 0570-783-183 9:00~17:00 (土日・祝日含む)          日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当          電話番号: 042-989-2111 (代)</p>
--	---

制度の名称	【 独立行政法人福祉医療機構 】 福祉貸付事業・医療貸付事業
概要	無担保・無利子で経営資金・長期の運転資金の融資を受けることができます。
対象	福祉・医療関係の施設
お問い合わせ	<p>福祉医療貸付部福祉審査課 融資相談係          電話番号: 0120-343-862 ・ 03-3438-0403          福祉医療貸付部医療審査課 融資相談係          電話番号: 0120-343-863 ・ 03-3438-0403</p>

### ③税の軽減、猶予に関すること

制度の名称	【 日高市 】 固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長
概要	現在、中小企業・小規模事業者が「先端設備等導入計画」を作成し、新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物(門や塀、看板や受変電設備など)を追加されました。申請期限は令和5年3月末までとなっています。
対象	事業者
お問い合わせ	<p>先端設備等導入計画に関すること          日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当          電話番号: 042-989-2111 (代)          償却資産の申告に関すること、事業用家屋の軽減申告に関すること          日高市総務部税務課 資産税担当          電話番号: 042-989-2111 (代)</p>

相談窓口	国税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	<p>川越税務署          電話番号: 049-235-9411</p>

相談窓口	県税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	<p>飯能県税事務所          電話番号: 042-973-5612</p>

相談窓口	市税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	日高市総務部収税課 収税担当 電話番号：042-989-2111（代）

#### ④その他相談受付に関すること

相談窓口	感染症に関する経営相談窓口 【 埼玉県よろず支援拠点 】
お問い合わせ	埼玉県よろず支援拠点 電話番号：0120-973-248 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝を除く）

相談窓口	農林水産業・食品関連事業者向けの感染症に関する相談 【 農林水産省関東農政局 】
お問い合わせ	関東農政局企画調整室 電話番号：048-740-0311、048-740-0016 9:00～17:00（土日祝を除く）

※記載している制度等については令和4年11月1日時点での内容であり、今後変更になる場合があります。